

石巻市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、監査委員清水俊雄は、令和3年5月26日から本監査に関与しました。

令和3年7月1日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部門 病院局 事務部病院管理課  
石巻市立病院事務部病院総務課、病院経営課、医事課  
石巻市立牡鹿病院事務部門
- 2 監査期間 令和3年4月28日から同年7月1日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年4月から令和3年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 上記監査対象範囲について試査したところ、指摘事項は認められませんでした。  
なお、軽微な誤り等については、別途注意しました。